

議第 113 号

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する協議について

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を別紙のとおり廃止することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 14 第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 29 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

各務原市、山県市及び美濃加茂市で共同利用を行っている戸籍電子情報処理システムをクラウド化するため、事務の委託を廃止するもの。

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約を廃止する規約

電子情報処理による戸籍事務の委託に関する規約（平成24年下呂市告示第149号）は、廃止する。

附 則

この告示は、令和7年6月9日から施行する。